福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和7年1月24日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

改正概要	 1
改正内容	 1
参考資料	 1

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正概要

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている本条例について、所要の改正 を行うため、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 食事の提供の特例の改正(改正箇所:第17条第1項第2号)

「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとします。

改正前	「栄養士」
改正後	「栄養士又は管理栄養士」

(2) 施行日

令和7年4月1日から施行します。

3 参考資料

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事 業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1~5人	_
	A型:保育所分園に近い類型	6~19人	もあな・こびとのこや
	(保育従事者全員が保育士)		楽友庵
② 小規模保育事業	B型:A型とC型の中間的な類型	6~19人	_
	(保育従事者の 1/2 以上が保育士)		
	C型:家庭的保育事業に近い類型	6~10人	_
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	_	_
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型:20人以上	_
(5) 争未州//休月争来		小規模型:19人以下	